

審 査 基 準

平成31年3月15日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第14条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：